

指定障害福祉サービス事業者 様
指定障害者支援施設設置者 様
指定障害児通所支援事業者 様
指定障害児入所施設等設置者 様

京都府健康福祉部障害者支援課長
(公 印 省 略)

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者のみなし配置に係る特例措置
の適用（やむを得ない事由）について（令和 4 年度）

平素から京都府の障害福祉行政の推進に御理解をいただき厚くお礼申し上げます。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）については平成 3 1 年 4 月から研修体系が見直され、別紙 1 「②基礎研修受講時点で実務経験を満たしている者について」に記載のとおり、経過措置が設けられており、本来であれば修了が必要なサービス管理責任者等実践研修（以下「実践研修」という。）の修了前にサービス管理責任者等として配置が可能な場合（みなし配置）があります。

みなし配置対象者について、3 年間のみなし配置期間の終了後もサービス管理責任者等として配置するためには当該みなし配置期間終了前に実践研修を修了する必要がありますが、サービス管理責任者等基礎研修等を修了した後、実践研修を受講するまでに 2 年間の実務経験が必要となる等の制約により、制度上、みなし配置期間終了前に実践研修を修了することが困難な場合があります。

つきましては、京都府内の事業所（京都市内を除く。）については、下記の措置を講じることとしますので、事業者は対象者に周知いただくとともに、対象者は適切に研修を修了するよう御留意ください。

記

1 本特例措置の対象者等（令和 4 年度）

	相談初任者 受講年度※ ¹	サビ管 受講年度※ ²	みなし配置期間の例※ ³
①	H 3 0 以前	R 1	R1. 11. 6～R4. 11. 5（3 年間） ※上記期間に実践研修修了が必要
②	R 1	H 3 0 以前（旧）	R1. 8. 22～R4. 8. 21（3 年間） ※上記期間に実践研修修了が必要
③	R 1	R 1	R1. 11. 6～R4. 11. 5（3 年間） ※上記期間に実践研修修了が必要
④ ※対象外	H 3 0 以前	H 3 0 以前（旧）	実務経験を満たしていれば配置可能なため特例措置不要
⑤ ※対象外	いずれかの研修修了が R 2 ・ R 3		みなし配置期間が終了していないため特例措置不要

※ 1 相談初任者：H30 以前・・・相談支援従事者初任者研修講義部分
（3 日コース又は 6 日コース）

R 1 以後・・・相談支援従事者初任者研修講義部分
（3 日コース、6 日コース又は 8 日コース）

※ 2 サビ管：H30 以前・・・サービス管理責任者等研修（共通講義・分野別演習）
R 1 以後・・・サービス管理責任者等基礎研修

※ 3 みなし配置期間の例：※ 1 及び※ 2 の研修修了日によって異なります。

2 特例措置の内容

みなし配置対象者のみなし配置期間が終了した後、本府が実施する令和4年度実践研修の修了日が属する月の末日まで、みなし配置期間を延長する。なお、みなし配置期間の終了後、本府が実施する令和4年度実践研修を修了できなかった者は、本特例措置の適用対象外とする。

<例>

本来であれば、3年間のみなし配置期間（R1.11.6～R4.11.5）に実践研修修了が必要であるが、令和4年度実践研修修了日（令和5年1月26日予定）が属する月の末日（令和5年1月末日）までみなし配置期間を延長する。

3 サービス管理責任者等の配置に係る問合せ先

本特例措置の適用を受ける場合は、所管保健所に連絡してください。

窓口	所在地
乙訓保健所 福祉課 (山城広域振興局健康福祉部)	〒617-0006 向日市上植野町馬立8 TEL 075-933-1154 FAX 075-932-6910
山城北保健所 福祉課 (山城広域振興局健康福祉部)	〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 TEL 0774-21-2193 FAX 0774-24-6215
山城南保健所 福祉課 (山城広域振興局健康福祉部)	〒619-0214 木津川市木津上戸18-1 TEL 0774-72-0979 FAX 0774-72-8412
南丹保健所 福祉課 (南丹広域振興局健康福祉部)	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 TEL 0771-62-0361 FAX 0771-63-0609
中丹西保健所 福祉課 (中丹広域振興局健康福祉部)	〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91番地 TEL 0773-22-3903 FAX 0773-22-4350
中丹東保健所 福祉課 (中丹広域振興局健康福祉部)	〒624-0906 舞鶴市字倉谷1350-23 TEL 0773-75-0856 FAX 0773-76-7897
丹後保健所 福祉課 (丹後広域振興局健康福祉部)	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 TEL 0772-62-4302 FAX 0772-62-4368

4 実践研修の受講申込

- (1) 本特例措置の適用対象となることを希望する場合は、本府が実施する令和4年度実践研修を必ず受講してください。
- (2) 令和2年度にサービス管理責任者等基礎研修等を修了し、みなし配置となっている場合は、みなし配置期間終了前に本府が実施する実践研修を修了できない可能性がありますので、受講要件を満たす場合は、本府が実施する令和4年度実践研修を受講してください。
- (3) 申込方法等は「◎令和4年度京都府サービス管理責任者等実践研修開催のお知らせ」として、令和4年9月1日に[ワムネット京都府センター](#)に掲載しておりますので、御確認ください。

担 当	京都府健康福祉部障害者支援課 福祉サービス・障害児支援係
連絡先	075-414-4671

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修制度改正について

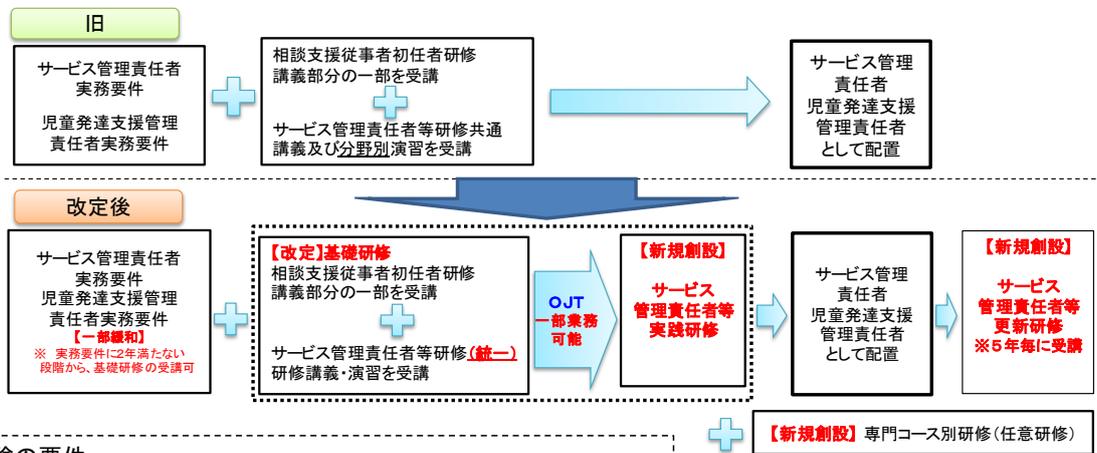
○一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。

※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要

○分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。

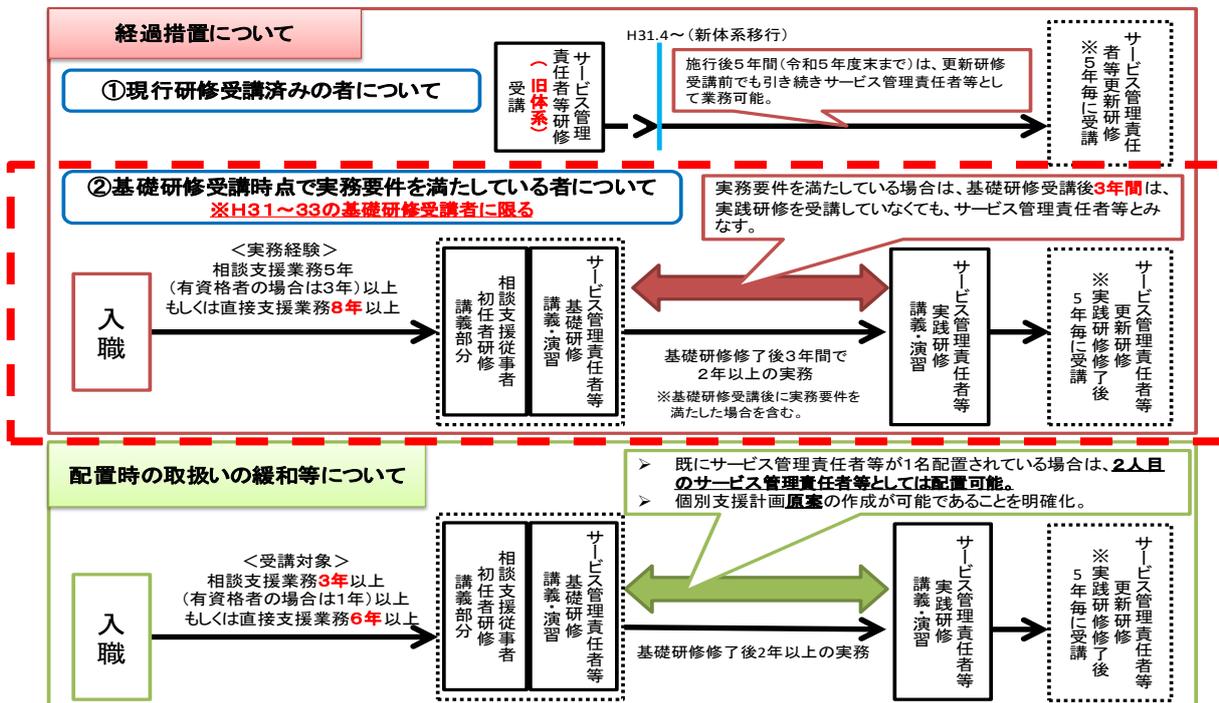
○このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。

※新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。



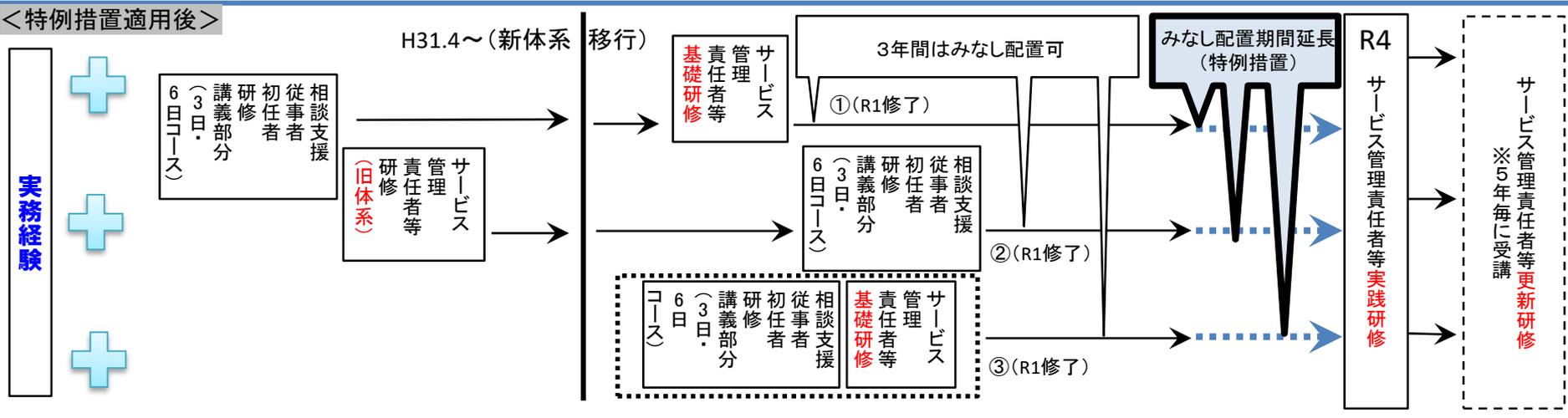
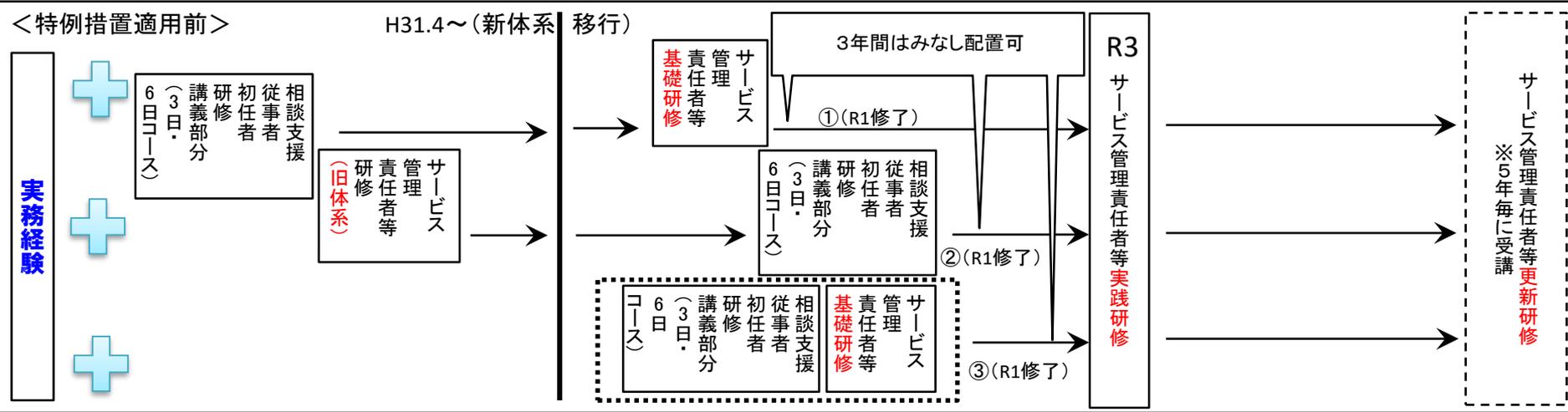
(注)一定の実務経験の要件
 ・実践研修:過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
 ・更新研修:①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある
 又は②現にサービス管理責任者等として従事している

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者のみなし配置に係る特例措置の適用(やむを得ない事由)について(令和4年度)

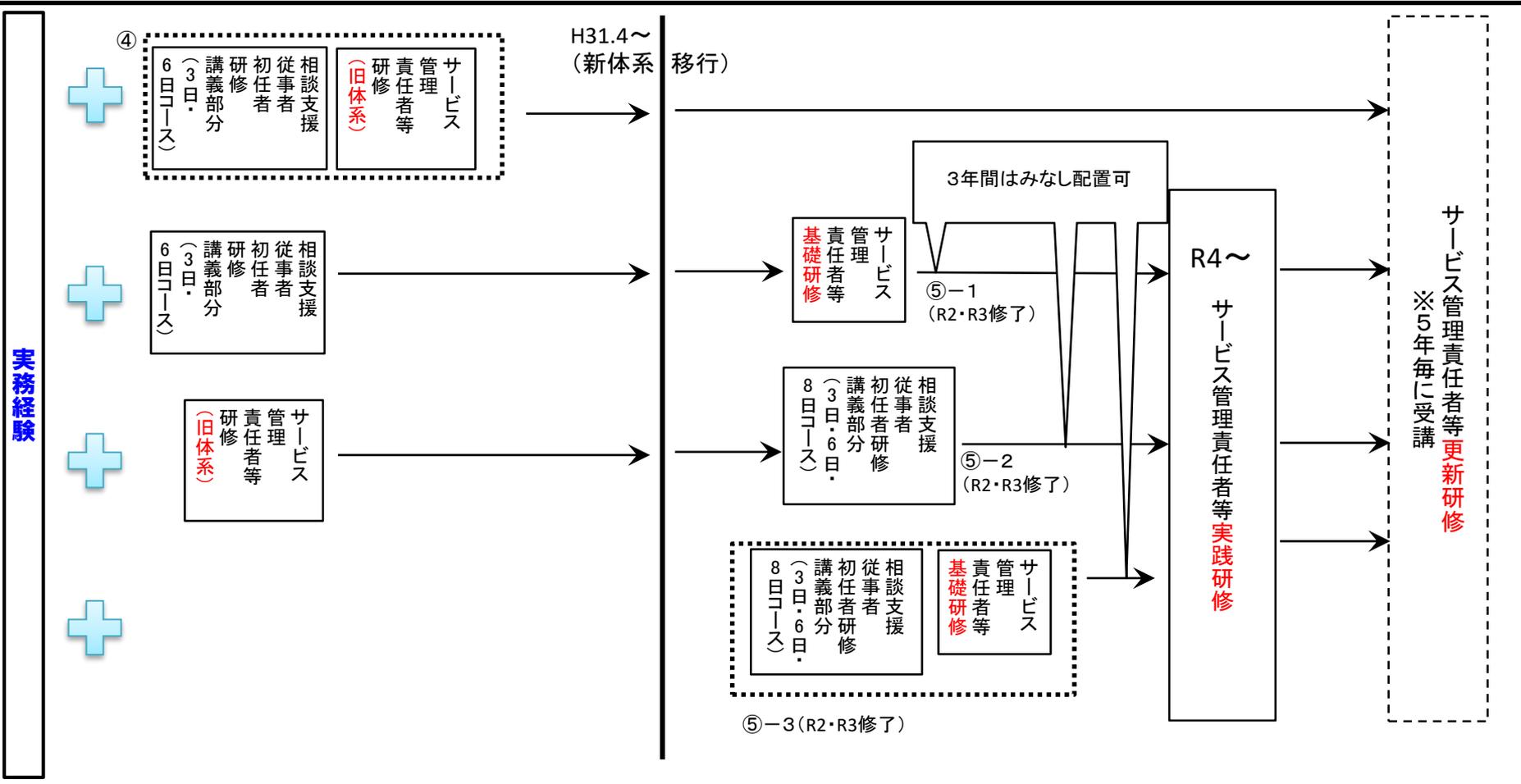
◆令和4年度における京都府内事業所(京都市内を除く)の特例措置
 3年間のみなし配置期間が終了した後、本府が実施する令和4年度サービス管理責任者等実践研修の修了日が属する月の末日まで、みなし配置期間を延長する。
 なお、みなし配置期間の終了後、本府が実施する令和4年度サービス管理責任者等実践研修を修了できなかった者は、本特例措置の適用対象外とする。



◆(参考)3年間のみなし配置期間
 平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間にサービス管理責任者等基礎研修(旧体系を含む)及び相談支援従事者初任者研修講義部分の両方を修了した者(上記①～③のいずれか)は、両方の研修を修了した日から3年を経過する日までの間は、サービス管理責任者等実践研修を修了していなくても、実務経験を満たす場合はサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置可能。

◆令和4年度における特例措置の対象とならない者

- ④…サービス管理責任者等研修(旧体系)及び相談支援従事者初任者研修講義部分を平成31年3月31日以前に修了している者
(実務経験を満たしていれば配置可能なため、特例措置不要)
- ⑤…サービス管理責任者等研修(旧体系又は新体系)又は相談支援従事者初任者研修講義部分のいずれかを令和2年度以後に修了している者
(令和4年度中はみなし配置期間が終了していないため、特例措置不要)



◆(参考)3年間のみなし配置期間

平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間にサービス管理責任者等基礎研修(旧体系を含む)及び相談支援従事者初任者研修講義部分の両方を修了した者(上記⑤-1〜⑤-3のいずれか)は、両方の研修を修了した日から3年を経過する日までの間は、サービス管理責任者等実践研修を修了していなくても、実務経験を満たす場合はサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置可能。